行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	番号9020002088[31] 代表 者:中川 栄次			神奈川県川崎市高津区向ヶ 丘158-1	日車)	安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年1月12日及び同年1月24日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第6項)、(2)点呼の記録義務進反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項遺及(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)運行管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法等8年第項)、(10)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法等4条94条の4、貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第	13	13
	有限会社 フジ物流システム(法人番号 3012402022122)代表者: 藤本 政也	東京都調布市佐須町2-27-6	本社	東京都調布市佐須町2-27-6	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	死亡事故及び教護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年12 月22日及び同年12月27日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 条の2、道路運送車両法第48条)、(7)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第19条)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20220823	シーティナー 株式会社 (法人番号 3010801005202)代表者: 竹森 一行	東京都大田区城南島4-7-9	東京	東京都大田区城南島4-6-8	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年7月7日及び同年10月21日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20220823	株式会社 IBコーポレーション(法人番号 7010&01045873)代表者: 石橋 哲	千葉県市川市田尻2-6 -11 2階	本社	千葉県市川市田尻2-6-11 2階	輸送施設の使用停止(50 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年12月8日、同年12月23 日及び令和4年1月6日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗 務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事業計画事前届出違反(貨 物自動車運送事業法第9条第3項)	5	5

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220823	川一産業 株式会社(法人番号7020001072344)代表者:岩田 修一		本社	神奈川県川崎市川崎区扇町5-9	輸送施設の使用停止(40 日車)	安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月28日及び同年11月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗跡時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条第4項,(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1~3項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管式者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(7)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	4	4
20220823	梅田運輸倉庫 株式会社 (法人番号 9070001018761)代表者: 岩野 道匡	群馬県太田市丸山町104 1	本社	群馬県太田市丸山町1041	輸送施設の使用停止(30 日車)	安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項~3項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第70条第1項)、(4) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20220823	株式会社 ムービング (法人番号 2030001022740)代表者: 伊賀山 真行	埼玉県戸田市美女木東2 -5-1	戸田総合物流センター	埼玉県戸田市美女木東2- 5-1	文書警告	安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年4月13日及び同年4月 25日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20220830	有限会社 ばば運輸(法人 番号9050002044899)代表 者:馬場 直人		本社	茨城県結城市新矢畑5-3	輸送施設の使用停止(220 日車)	安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年12月14日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の適守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条、(4)点呼記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)乗務等記録の改さん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)乗務等記録の改さん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(9)事故志起・高齢運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事故志起・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業未第9条第1項)	22	22

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	M・Dトランスポート 株式 会社 (法人番号 7013101006057)代表者: 松村 忠夫	4-5 藤村ビル3階	本社	東京都青梅市野上町4-4-5 藤村ビル3階	輸送施設の使用停止(50 日車)	安全規則第10条第1項	救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年12月16日及び令和4年3月15日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5
	安房運輸 株式会社(法人 番号2040001073717)代表 者:石川 幸夫	千葉県君津市中島410	中野	東京都中野区弥生町1-22-15	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第2項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年1月12日及び同年1月17日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)庶四の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(6)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第26条第1項)	3	3
	番号6050002029069)代表 者:貝塚 浩二			4	日車)	安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年1月25日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)	3	3
	吉成運送 株式会社(法人 番号5050001026596)代表 者:吉成 慎一	茨城県常陸太田市瑞龍町 499-1	本社	茨城県常陸太田市瑞龍町4 99-1	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業法第 17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和4年5月31日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220830	有限会社 田胡運送(法人番号2070002010807)代表者:田胡 秀之		本社	群馬県高崎市上佐野町212-1	輸送施設の使用停止(30 日車)	安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月29日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第17条第1項へ3項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(5)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	3	3
20220830	有限会社 ティーコーポレーション(法人番号 707002031047)代表者: 柴崎 卓也	群馬県渋川市半田2203 一1	本社	群馬県渋川市半田2203-1	輸送施設の使用停止(20 日車)	安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月25日、同年12月23日及び令和4年1月7日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第6条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送事職法等48条)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法等48条)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)